

区分・種別	史跡		
名称	くめかんがいせきぐん (くめかんがいせき きしはいじあと) 久米官衙遺跡群 (久米官衙遺跡 来住廃寺跡)		
所在地	松山市来住町850番 外		
所有者	松山市 外	管理団体	
指定年月日	平成15年8月27日(昭和54年指定「来住廃寺跡」に追加指定・名称変更)、平成17年7月14日追加指定		
解説	<p>久米官衙遺跡群(久米官衙遺跡 来住廃寺跡)は、松山平野の東部、^{きしだい}来住台地と呼ばれる^{かがんだんきゅう}河岸段丘上の東西500m×南北400mに広がる^{かんが}官衙関連遺跡である。</p> <p>これまでに確認された主な施設は、7世紀前半から中頃の中核施設である政庁や7世紀中頃から8世紀後半頃まで機能していたと思われる^{せいちよう}正倉院、用途は不明であるが濠と二重の柵列で囲われた1町四方の区画施設で内部に大型掘立柱建物を持つ^{かい}回廊状遺構などが挙げられる。また、7世紀後半には来住廃寺が造営される。</p> <p>これらの施設と他の官衙関連施設は、7世紀中頃にはそれぞれ1町四方の溝や堀で囲われ整然と配列されており、その合間には道路が巡らされていた。このような計画都市ともいべき区画の配置は7世紀後半に来住廃寺が造営された頃に改変されたほか変容をとげながらも継続的に利用されており、非常に特徴的である。また、他に類例のない構造の回廊状遺構は天皇の^{あんぐう}行宮である可能性も含めて議論されている。</p> <p>さらに、昭和63(1988)年には、「^{くめひょう}久米評」^{めいこくしよすえき}銘刻書須恵器が出土し、遺跡群が^{くめひょうが}久米評衙であることが確定したことから、7世紀中頃の評制段階から8世紀の郡制に至るまでの地方官衙の変遷が遺構と遺物によって確認できることが明らかになり、律令制確立期の地方支配の変遷を具体的に知ることができる稀有な遺跡として評価が高まった。</p>		

